

盛岡広域振興局長告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和元年12月6日

盛岡広域振興局長 石田知子

1（1）路線名 106号

（2）供用開始の区間 盛岡市川目第5地割122番38地先から手代森6地割10番12地先まで

（3）供用開始の期日 令和元年12月8日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 国土交通省東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所並びに盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和元年12月6日から令和2年1月6日まで

2（1）路線名 396号

（2）供用開始の区間 盛岡市手代森7地割105番1地先から79番地先まで

（3）供用開始の期日 令和元年12月8日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和元年12月6日から令和2年1月6日まで